

1. 県税の税率等の変遷

税目	区分	平成27年度		平成28年度			
			円	円			
県民税	個人	均等割	1,000	《平成26年度から令和5年度まで》 1,500			
		所得割	前年所得の	4/100			
	法人	均等割	資本金等の額が50億円を超える法人	800,000			
			資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	540,000			
			資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	130,000			
			資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	50,000			
			資本金等の額が1千万円以下である法人又は公共法人及び公益法人等	20,000			
	法人税割	標準税率	法人税額の	3.2/100			
		超過税率		4/100			
	利子割	利子等の額の	5.0/100				
配当割	特定配当等の額の	5.0/100		利子割 《平成28年1月1日以後支払を受ける利子等より》 ・特定公社債等の利子等については、利子割の課税対象から除外した上で、配当割の課税対象とする。 ・法人に係る利子割を廃止し、併せて法人税割額からの利子割額の控除を廃止。			
株式等譲渡所得割	特定株式等譲渡所得金額の	5.0/100					
事業税	個人	事業主控除額	2,900,000				
		第1種事業	前年所得の	5.0/100			
				第2種事業	4.0/100		
				第3種事業	5.0/100		
		下記以外のもの	3.0/100				
		あん摩業等					
	法人	外形標準課税適用法人	電気、ガス供給業、保険業	収入割	収入金額の	0.9/100	
					所得割	《平成27年4月1日から開始する事業年度より》	《平成28年4月1日から開始する事業年度より》
						所得のうち年400万円以下	1.6/100
		年400万円超800万円以下	2.3/100	0.5/100			
		年800万円超	3.1/100	0.7/100			
		3以上の都道府県に事務所等を有する場合の所得	3.1/100	0.7/100			
		付加価値割	付加価値額の	0.72/100	1.2/100		
		資本割	資本等の額の	0.3/100	0.5/100		
		外形標準課税適用法人以外	電気、ガス供給業、保険業	収入割	収入金額の	0.9/100	
普通法人	所得割				所得のうち年400万円以下	3.4/100	
					年400万円超800万円以下	5.1/100	
年800万円超	6.7/100						
特別法人	所得割		資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所を有する法人の所得	6.7/100			
			所得のうち年400万円以下	3.4/100			
		年400万円超	4.6/100				
資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所を有する法人	4.6/100						
地方消費税	税率	消費税額の	17/63				
不動産取得税	免税点	土地	100,000				
		建築物	230,000				
		その他	120,000				
	税率	住宅を建築した場合の特例控除（既存住宅控除）	12,000,000	《平成28年3月31日取得分まで》 長期優良住宅の新築は、13,000,000	《平成30年3月31日取得分まで》 長期優良住宅の新築は、13,000,000		
		住宅を建築する土地の取得に対する税額控除	(1,000,000~12,000,000)				
		住宅・土地取得の（特例税率）	45,000				
その他	不動産の価格の	4/100	《平成30年3月31日取得分まで》 3/100				
		4/100					
県たばこ税	旧3級品以外のたばこ	1,000本につき	860				
	旧3級品の紙巻たばこ	1,000本につき	411	481			
ゴルフ場利用税	ゴルフ場（等級）	1日1人につき	1,200 1,150 1,050 950 900 800 750 650 600 500 400 350				

平成29年度	平成30年度	令和元年度
円	円	円
	指定都市の区域内に住所を有する者について、2/100	
		《令和元年10月1日から開始する事業年度より》 1.0/100 1.8/100
	《平成30年4月1日から開始する事業年度より》 ガス中小事業者（規制料金の対象外で、大規模なLNG 基地を保有していない中小規模の事業者）については、「上記以外の事業」に移行。	《令和元年10月1日から開始する事業年度より》 1.0/100
		《令和元年10月1日から開始する事業年度より》 0.4/100 0.7/100 1.0/100 1.0/100
	《平成30年4月1日から開始する事業年度より》 ガス中小事業者（規制料金の対象外で、大規模なLNG 基地を保有していない中小規模の事業者）については、「上記以外の事業」に移行。	《令和元年10月1日から開始する事業年度より》 1.0/100
		《令和元年10月1日から開始する事業年度より》 3.5/100 5.3/100 7.0/100 7.0/100
		《令和元年10月1日から開始する事業年度より》 3.5/100 4.9/100 4.9/100
		《令和元年10月1日より》 22/78
	《令和2年3月31日取得分まで》 長期優良住宅の新築は、13,000,000  《令和3年3月31日取得分まで》 3/100	
551	《平成30年10月1日より》 930 656	《令和元年10月1日より》 930



平成29年度	平成30年度	令和元年度																																	
<p>円</p> <p>グリーン化税制</p> <p>●軽課対象車 平成29・30年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度に限り軽課 電気自動車・燃料電池自動車・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車・プラグインハイブリッド自動車・一定の排出ガス性能を満たすクリーンディーゼル乗用車・★★★★又は★★★★かつ令和2年度燃費基準30%向上達成車 ⇒通常税率の概ね75%軽課</p> <p>★★★★又は★★★★かつ令和2年度燃費基準10%向上達成車 ⇒通常税率の概ね50%軽課</p> <p>★★★★ : 「17年排出ガス基準75%低減達成車」又は「30年排出ガス基準50%低減達成車」 ★★★★★ : 「30年排出ガス基準75%低減達成車」</p> <p>●重課対象車 平成27年度と同様</p>	<p>円</p> <p>グリーン化税制</p> <p>●軽課対象車 平成29年度と同様</p> <p>●重課対象車 平成27年度と同様</p>	<p>円</p> <p>《令和元年10月1日より「自動車税（種別割）」に名称変更》</p> <p>●自家用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けたもの</th> <th>令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けたもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総排気量が1L以下</td> <td>29,500</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>〃 1L～1.5L</td> <td>34,500</td> <td>30,500</td> </tr> <tr> <td>〃 1.5L～2L</td> <td>39,500</td> <td>36,000</td> </tr> <tr> <td>〃 2L～2.5L</td> <td>45,000</td> <td>43,500</td> </tr> <tr> <td>〃 2.5L～3L</td> <td>51,000</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>〃 3L～3.5L</td> <td>58,000</td> <td>57,000</td> </tr> <tr> <td>〃 3.5L～4L</td> <td>66,500</td> <td>65,500</td> </tr> <tr> <td>〃 4L～4.5L</td> <td>76,500</td> <td>75,500</td> </tr> <tr> <td>〃 4.5L～6L</td> <td>88,000</td> <td>87,000</td> </tr> <tr> <td>〃 6L超</td> <td>111,000</td> <td>110,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>グリーン化税制</p> <p>●軽課対象車 令和元・2年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度に限り軽課</p> <p>電気自動車・燃料電池自動車・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車・プラグインハイブリッド自動車・一定の排出ガス性能を満たすクリーンディーゼル乗用車・★★★★又は★★★★★かつ令和2年度燃費基準30%向上達成車 ⇒通常税率の概ね75%軽課</p> <p>★★★★又は★★★★★かつ令和2年度燃費基準10%向上達成車 ⇒通常税率の概ね50%軽課</p> <p>★★★★ : 「17年排出ガス基準75%低減達成車」又は「30年排出ガス基準50%低減達成車」 ★★★★★ : 「30年排出ガス基準75%低減達成車」</p> <p>●重課対象車 平成27年度と同様</p>		令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けたもの	令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けたもの	総排気量が1L以下	29,500	25,000	〃 1L～1.5L	34,500	30,500	〃 1.5L～2L	39,500	36,000	〃 2L～2.5L	45,000	43,500	〃 2.5L～3L	51,000	50,000	〃 3L～3.5L	58,000	57,000	〃 3.5L～4L	66,500	65,500	〃 4L～4.5L	76,500	75,500	〃 4.5L～6L	88,000	87,000	〃 6L超	111,000	110,000
	令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けたもの	令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けたもの																																	
総排気量が1L以下	29,500	25,000																																	
〃 1L～1.5L	34,500	30,500																																	
〃 1.5L～2L	39,500	36,000																																	
〃 2L～2.5L	45,000	43,500																																	
〃 2.5L～3L	51,000	50,000																																	
〃 3L～3.5L	58,000	57,000																																	
〃 3.5L～4L	66,500	65,500																																	
〃 4L～4.5L	76,500	75,500																																	
〃 4.5L～6L	88,000	87,000																																	
〃 6L超	111,000	110,000																																	

税 目	区 分	平成27年度		平成28年度	
			円		円
自動車税 (特殊用途車)	被けん引車<最大積載量の定めあり>				
	普通自動車	自家用 (営業用)			
	最大積載量 8ト以下	10,200 (7,500)			
	最大積載量 8ト超	8 t を超える部分 1 t までごとに 5,100円 (3,800円) を加算した額			
	小型自動車				
	最大積載量 4ト以下	5,300 (3,900)			
	最大積載量 4ト超	10,200 (7,500)			
	被けん引車<最大積載量の定めなし>	自家用 (営業用)			
	普通自動車	10,200 (7,500)			
	小型自動車	5,300 (3,900)			
	その他	自家用 (営業用)			
	総排気量が1L以下		キャンピング車	23,600	
	" 1L～1.5L			27,600	
	" 1.5L～2L			31,600	
" 2L～2.5L			36,000		
" 2.5L～3L	普通自動車 25,500 (18,500)		40,800		
" 3L～3.5L	四輪の小型自動車 16,000 (12,300)		46,400		
" 3.5L～4L			53,200		
" 4L～4.5L			61,200		
" 4.5L～6L			70,400		
" 6L超			88,800		
三輪の小型自動車	6,000 (4,500)				
鉱 区 税	砂鉱を目的としない鉱区				
試掘 百アール	200				
採掘 百アール	400				
砂鉱を目的とする鉱区				(川床に存するものについては、千メートルごとに 600 附則税率)	
百アール	200				
石油又は可燃天然ガスを 目的とする鉱区					
試掘 百アール	200×2/3				
採掘 百アール	400×2/3				
固定資産税	大規模償却資産		1.4/100		
狩 猟 税	第一種 (空気銃以外の銃器) 狩猟免許に 係る狩猟者の登録を受ける者で次の者以外 のもの	16,500		有害鳥獣捕獲従事者確保のための措置 (平成31年3月31日までの登録に限る) ・対象鳥獣捕獲員に対する課税免除 対象鳥獣捕獲員に任命された鳥獣対策実施隊員が 狩猟者登録した場合、狩猟税が免除される。 ・認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に対する課税免除 捕獲許可を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の従事者 (従事者証の交付を受けた者) が狩猟者登録をした 場合、狩猟税が免除される。 ・許可捕獲者の従事者に対する軽減 狩猟者登録の申請をする日前1年以内の期間に、鳥 獣保護管理法の許可を受け捕獲等を行った場合、税 率が2分の1に軽減される。前年度に本軽減措置を受 け、新年度に引き続き同軽減措置を受ける場合、前 年度登録後の許可捕獲の従事実績が必要となる。	
	第一種 (空気銃以外の銃器) 狩猟免許に 係る狩猟者の登録を受ける者で当該年度の 県民税の所得割額の納付を要しない者	11,000			
	網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の 登録を受ける者で次の者以外のもの	8,200			
	網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の 登録を受ける者で当該年度の県民税の所 得割額の納付を要しない者	5,500			
	第二種 (空気銃) 狩猟免許に係る狩猟者 の登録を受ける者	5,500			
自動車取得税	免 税 点	本則 150,000 暫定 500,000		自動車取得税額の時限的軽減措置 (平成27年4月1日から平成29年3月31日) (新車) ・全額免除適用車 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (21年排出ガス規制10%以上低減車) プラグインハイブリッド自動車 グリーンディーゼル乗用車 ※その他軽減措置適用車については別表 (1) 自動車取得税の軽減税率の表を参照	
	営 業 車 及 び 軽 自 動 車	本則税率 3/100 暫定税率 2/100			
	自 家 用 車	3/100			
				(中古車) ・45万円を課税標準額から控除 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (21年排出ガス規制10%以上低減車) プラグインハイブリッド自動車 グリーンディーゼル乗用車 ※その他控除適用車については別表 (2) 自動車取得税の課税標準控除額の変せん参照	

平成29年度	平成30年度	令和元年度																																	
円	円	円																																	
		<p>●キャンピング車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年9月30日以前に 初回新規登録を受けたもの</th> <th>令和元年10月1日以降に 初回新規登録を受けたもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総排気量が1L以下</td> <td>23,600</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>” 1L～1.5L</td> <td>27,600</td> <td>24,400</td> </tr> <tr> <td>” 1.5L～2L</td> <td>31,600</td> <td>28,800</td> </tr> <tr> <td>” 2L～2.5L</td> <td>36,000</td> <td>34,800</td> </tr> <tr> <td>” 2.5L～3L</td> <td>40,800</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>” 3L～3.5L</td> <td>46,400</td> <td>45,600</td> </tr> <tr> <td>” 3.5L～4L</td> <td>53,200</td> <td>52,400</td> </tr> <tr> <td>” 4L～4.5L</td> <td>61,200</td> <td>60,400</td> </tr> <tr> <td>” 4.5L～6L</td> <td>70,400</td> <td>69,600</td> </tr> <tr> <td>” 6L超</td> <td>88,800</td> <td>88,000</td> </tr> </tbody> </table>		令和元年9月30日以前に 初回新規登録を受けたもの	令和元年10月1日以降に 初回新規登録を受けたもの	総排気量が1L以下	23,600	20,000	” 1L～1.5L	27,600	24,400	” 1.5L～2L	31,600	28,800	” 2L～2.5L	36,000	34,800	” 2.5L～3L	40,800	40,000	” 3L～3.5L	46,400	45,600	” 3.5L～4L	53,200	52,400	” 4L～4.5L	61,200	60,400	” 4.5L～6L	70,400	69,600	” 6L超	88,800	88,000
	令和元年9月30日以前に 初回新規登録を受けたもの	令和元年10月1日以降に 初回新規登録を受けたもの																																	
総排気量が1L以下	23,600	20,000																																	
” 1L～1.5L	27,600	24,400																																	
” 1.5L～2L	31,600	28,800																																	
” 2L～2.5L	36,000	34,800																																	
” 2.5L～3L	40,800	40,000																																	
” 3L～3.5L	46,400	45,600																																	
” 3.5L～4L	53,200	52,400																																	
” 4L～4.5L	61,200	60,400																																	
” 4.5L～6L	70,400	69,600																																	
” 6L超	88,800	88,000																																	
		有害鳥獣捕獲従事者確保のための措置を令和6年3月31日まで延長。																																	
<p>自動車取得税額の時限的軽減措置 (平成29年4月1日から平成31年3月31日) (新車)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全額免除適用車 <ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車 (「21年排出ガス規制10%以上低減車」又は「30年排出ガス規制適合車」)</li> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> <li>グリーンディーゼル乗用車 (「21年排出ガス規制適合車」又は「30年排出ガス規制適合車」)</li> </ul> </li> </ul> <p>※その他軽減措置適用車については別表(1)自動車取得税の軽減税率の変せん参照</p> <p>(中古車)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>45万円を課税標準額から控除 <ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車 (「21年排出ガス規制10%以上低減車」又は「30年排出ガス規制適合車」)</li> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> <li>グリーンディーゼル乗用車 (「21年排出ガス規制適合車」又は「30年排出ガス規制適合車」)</li> </ul> </li> </ul> <p>※その他控除適用車については別表(2)自動車取得税の課税標準控除額の変せん参照</p>		<p>≪令和元年9月30日取得分までで廃止≫</p> <p>自動車取得税額の時限的軽減措置 (平成31年4月1日から令和2年9月30日) (新車)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全額免除適用車 <ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車 (「21年排出ガス規制10%以上低減車」又は「30年排出ガス規制適合車」)</li> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> <li>グリーンディーゼル乗用車 (「21年排出ガス規制適合車」又は「30年排出ガス規制適合車」)</li> </ul> </li> </ul> <p>※その他軽減措置適用車については別表(1)自動車取得税の軽減税率の変せん参照</p> <p>(中古車)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>45万円を課税標準額から控除 <ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車 (「21年排出ガス規制10%以上低減車」又は「30年排出ガス規制適合車」)</li> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> <li>グリーンディーゼル乗用車 (「21年排出ガス規制適合車」又は「30年排出ガス規制適合車」)</li> </ul> </li> </ul> <p>※その他控除適用車については別表(2)自動車取得税の課税標準控除額の変せん参照</p>																																	

税目	区分	平成27年度	平成28年度
		円	円
自動車税 (環境性能割)	免税点		
	電気自動車等	電気自動車等 ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成30年排出ガス適合基準又は平成21年排出ガス基準からNOx 10%低減達成) ・プラグインハイブリッド車 ・クリーンディーゼル車(平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合)	
	ガソリン自動車・LPG自動車 (ハイブリッド自動車を含む)		
	乗用車		
	★★★★かつ 令和2年度燃費基準+20%達成		
	★★★★かつ 令和2年度燃費基準+10%達成		
	★★★★かつ 令和2年度燃費基準達成		
	★★★★かつ 27年度燃費基準+10%達成	★★★★: 「平成17年排ガス規制75%低減」又は 「平成30年排ガス規制50%低減」	
	上記以外		
	車両重量2.5t以下のバス・トラック		
	★★★★かつ 27年度燃費基準+20%達成		
	★★★★かつ 27年度燃費基準+15%達成		
	★★★★かつ 27年度燃費基準+10%達成		
	上記以外		
	車両重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック		
★★★★かつ 27年度燃費基準+10%達成 または ★★★★かつ 27年度燃費基準+15%達成			
★★★★かつ 27年度燃費基準+5%達成 または ★★★★かつ 27年度燃費基準+10%達成			
★★★★かつ 27年度燃費基準達成 または ★★★★かつ 27年度燃費基準+5%達成			
上記以外			
ディーゼル自動車(ハイブリッド自動車を含む)			
車両重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック			
30年排出ガス適合基準等達成かつ 27年度燃費基準+10%達成 または 21年排出ガス基準適合かつ 27年度燃費基準+15%達成	平成30年排出ガス適合基準等: 平成30年排出ガス適合基準又は平成21年排出ガス基準		
30年排出ガス適合基準等達成かつ 27年度燃費基準+5%達成 または 21年排出ガス基準適合かつ 27年度燃費基準+10%達成			
30年排出ガス適合基準等達成かつ 27年度燃費基準達成 または 21年排出ガス基準適合かつ 27年度燃費基準+5%達成			
上記以外			
車両重量3.5t超のバス・トラック			
28年排出ガス適合基準等達成かつ 27年度燃費基準+10%達成 または 21年排出ガス基準適合かつ 27年度燃費基準+15%達成	平成28年排出ガス適合基準等: 平成28年排出ガス適合基準又は平成21年排出ガス基準		
28年排出ガス適合基準等達成かつ 27年度燃費基準+5%達成 または 21年排出ガス基準適合かつ 27年度燃費基準+10%達成			
28年排出ガス適合基準等達成かつ 27年度燃費基準達成 または 21年排出ガス基準適合かつ 27年度燃費基準+5%達成			
上記以外			
軽油引取税	1キロリットル当たり	本則税率 15,000 特例税率 32,100 (法律で定める日まで)	

平成29年度	平成30年度	令和元年度	
円	円	円	円
		500,000	
		《本則》 ()内は営業用 非課税 (非課税)	《令和2年9月30日取得分まで》 ()内は営業用 非課税 (非課税)
		非課税 (非課税)	非課税 (非課税)
		1.0/100 (非課税)	非課税 (非課税)
		2.0/100 (0.5/100)	1.0/100 (0.5/100)
		3.0/100 (1.0/100)	2.0/100 (1.0/100)
		3.0/100 (2.0/100)	2.0/100 (2.0/100)
		非課税 (非課税)	} 本則税率 と同様
		1.0/100 (0.5/100)	
		2.0/100 (1.0/100)	
		3.0/100 (2.0/100)	
		非課税 (非課税)	} 本則税率 と同様
		1.0/100 (0.5/100)	
		2.0/100 (1.0/100)	
		3.0/100 (2.0/100)	
		非課税 (非課税)	} 本則税率 と同様
		1.0/100 (0.5/100)	
		2.0/100 (1.0/100)	
		3.0/100 (2.0/100)	



(1) 自動車取得税の軽減率の変遷 (新車)

A 乗用車

軽減率	平成27～28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件
非課税	★★★★	令和2年度燃費基準+20%達成	★★★★ 又は ★★★★	令和2年度燃費基準+40%達成 又は 令和2年度燃費基準+30%達成	★★★★ 又は ★★★★	令和2年度燃費基準+50%達成 又は 令和2年度燃費基準+40%達成	★★★★ 又は ★★★★	令和2年度燃費基準+50%達成 又は 令和2年度燃費基準+40%達成
80%軽減 (～30年度) 50%軽減 (元年度～)	★★★★	令和2年度燃費基準+10%達成	-	-	★★★★ 又は ★★★★	令和2年度燃費基準+30%達成	★★★★ 又は ★★★★	令和2年度燃費基準+30%達成
60%軽減 (～30年度) 50%軽減 (元年度～)	★★★★	令和2年度燃費基準達成	★★★★ 又は ★★★★	令和2年度燃費基準+20%達成	★★★★ 又は ★★★★	令和2年度燃費基準+20%達成	★★★★ 又は ★★★★	令和2年度燃費基準+20%達成
40%軽減 (～30年度) 25%軽減 (元年度～)	★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★★ 又は ★★★★	令和2年度燃費基準+10%達成	★★★★ 又は ★★★★	令和2年度燃費基準+10%達成	★★★★ 又は ★★★★	令和2年度燃費基準+10%達成
20%軽減	★★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★★ 又は ★★★★	令和2年度燃費基準達成 又は 27年度燃費基準+10%達成	★★★★ 又は ★★★★	令和2年度燃費基準達成	★★★★ 又は ★★★★	令和2年度燃費基準達成

★★★★：「平成17年排ガス規制75%低減」又は「平成30年排ガス規制50%低減」

★★★★★：「平成30年排ガス規制75%低減」

(平成29年度税制改正により「平成30年排ガス規制75%低減」及び「平成30年排ガス規制50%低減」を創設)

(令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様)

B バス・トラック2.5t以下 (ガソリン車 (ハイブリッド車を含む))

軽減率	平成27～28年度		平成29～元年度	
	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件
非課税	★★★★	27年度燃費基準+25%達成	★★★★又は ★★★★	27年度燃費基準+25%達成
80%軽減	★★★★	27年度燃費基準+20%達成	★★★★又は ★★★★	27年度燃費基準+20%達成
60%軽減	★★★★	27年度燃費基準+15%達成	★★★★又は ★★★★	27年度燃費基準+15%達成
40%軽減	★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★★又は ★★★★	27年度燃費基準+10%達成
20%軽減	★★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★★又は ★★★★	27年度燃費基準+5%達成

★★★★★：「平成17年排ガス規制75%低減」又は「平成30年排ガス規制50%低減」

★★★★★：「平成30年排ガス規制75%低減」

(平成29年度税制改正により「平成30年排ガス規制75%低減」及び「平成30年排ガス規制50%低減」を創設)

C バス・トラック2.5t超3.5t以下（ガソリン車（ハイブリッド車を含む））

軽減率	平成27～28年度		平成29～30年度		令和元年度	
	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件
非課税	★★★★	27年度燃費基準+15%達成	★★★★又は★★★★★	27年度燃費基準+15%達成	★★★★又は★★★★★	27年度燃費基準+15%達成
80%軽減 (27～28年度) 75%軽減 (29～元年度)	★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★★又は★★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★★又は★★★★★	27年度燃費基準+10%達成
	★★★	27年度燃費基準+15%達成	★★★	27年度燃費基準+15%達成	★★★	27年度燃費基準+15%達成
60%軽減 (27～28年度) 50%軽減 (29～元年度)	★★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★★又は★★★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★★又は★★★★★	27年度燃費基準+5%達成
	★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★	27年度燃費基準+10%達成
40%軽減 (27～28年度) 25%軽減 (29～30年度)	★★★★	27年度燃費基準達成	★★★★又は★★★★★	27年度燃費基準達成	-	-
	★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★	27年度燃費基準+5%達成	-	-

★★★★：「平成17年排ガス規制50%低減」又は「平成30年排ガス規制25%低減」  
 ★★★★★：「平成17年排ガス規制75%低減」又は「平成30年排ガス規制50%低減」  
 ★★★★★★：「平成30年排ガス規制75%低減」  
 (平成29年度税制改正により「平成30年排ガス規制75%低減」、「平成30年排ガス規制50%低減」及び「平成30年排ガス規制25%低減」を創設)

D バス・トラック2.5t超3.5t以下（ディーゼル車（ハイブリッド車を含む））

軽減率	平成27～28年度		平成29～30年度		令和元年度	
	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件
非課税	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準+15%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 30年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+15%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 30年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+15%達成
80%軽減 (27～28年度) 75%軽減 (29～元年度)	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準+10%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 30年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+10%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 30年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+10%達成
	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+15%達成	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+15%達成	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+15%達成
60%軽減 (27～28年度) 50%軽減 (29～元年度)	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準+5%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 30年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+5%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 30年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+5%達成
	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+10%達成	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+10%達成	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+10%達成
40%軽減 (27～28年度) 25%軽減 (29～30年度)	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 30年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準達成	-	-
	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+5%達成	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+5%達成	-	-

(※)平成29年度税制改正により創設

E バス・トラック3.5t超（ディーゼル車（ハイブリッド車を含む））

軽減率	平成27～28年度		平成29～30年度		令和元年度	
	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件
非課税	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+15%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+15%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+15%達成
80%軽減 (27～28年度) 75%軽減 (29～元年度)	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+10%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+10%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+10%達成
	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+15%達成	-	-	-	-
60%軽減 (27～28年度) 50%軽減 (29～元年度)	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+5%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+5%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+5%達成
	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+10%達成	-	-	-	-
40%軽減 (27～28年度) 25%軽減 (29～30年度)	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準達成	-	-
	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+5%達成	-	-	-	-

(※)平成28年度税制改正により創設

## (2) 自動車取得税の課税標準控除額の変遷 (中古車)

### A 乗用車 (ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む))

軽減率	平成25～26年度		平成27～28年度		平成29年度		平成30～令和元年度	
	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件
45万円	★★★★★	27年度燃費基準+20%達成	★★★★★	令和2年度燃費基準+20%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準+40%達成 令和2年度燃費基準+30%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準+50%達成 令和2年度燃費基準+40%達成
35万円 (27～28年度、 30～元年度) 30万円 (25～26年度)	★★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★★★	令和2年度燃費基準+10%達成	-	-	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準+30%達成
25万円	-	-	★★★★★	令和2年度燃費基準達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準+20%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準+20%達成
15万円	★★★★★	27年度燃費基準達成	★★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準+10%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準+10%達成
5万円	-	-	★★★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準達成 27年度燃費基準+10%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準達成

★★★★★：「平成17年排ガス規制75%低減」又は「平成30年排ガス規制50%低減」

★★★★★★：「平成30年排ガス規制75%低減」

(平成29年度税制改正により「平成30年排ガス規制75%低減」及び「平成30年排ガス規制50%低減」を創設)

(令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様)

### B バス・トラック2.5t以下 (ガソリン車 (ハイブリッド車を含む))

軽減率	平成25～26年度		平成27～28年度		平成29～令和元年度	
	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件
45万円	★★★★★	27年度燃費基準+20%達成	★★★★★	27年度燃費基準+25%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	27年度燃費基準+25%達成
35万円 (27～元年度) 30万円 (25～26年度)	★★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★★★	27年度燃費基準+20%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	27年度燃費基準+20%達成
25万円	-	-	★★★★★	27年度燃費基準+15%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	27年度燃費基準+15%達成
15万円	★★★★★	27年度燃費基準達成	★★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	27年度燃費基準+10%達成
5万円	-	-	★★★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	27年度燃費基準+5%達成

★★★★★：「平成17年排ガス規制75%低減」又は「平成30年排ガス規制50%低減」

★★★★★★：「平成30年排ガス規制75%低減」

(平成29年度税制改正により「平成30年排ガス規制75%低減」及び「平成30年排ガス規制50%低減」を創設)

C バス・トラック2.5t超3.5t以下（ガソリン車（ハイブリッド車を含む））

軽減率	平成25～26年度		平成27～28年度		平成29～令和元年度	
	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件
45万円	★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★★	27年度燃費基準+15%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	27年度燃費基準+15%達成
35万円 (27～元年度) 30万円 (25～26年度)	★★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	27年度燃費基準+10%達成
	★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★	27年度燃費基準+15%達成	★★★	27年度燃費基準+15%達成
25万円	-	-	★★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	27年度燃費基準+5%達成
	-	-	★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★	27年度燃費基準+10%達成
15万円	★★★★	27年度燃費基準達成	★★★★	27年度燃費基準達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	27年度燃費基準達成
	★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★	27年度燃費基準+5%達成

★★★★：「平成17年排ガス規制50%低減」又は「平成30年排ガス規制25%低減」

★★★★★：「平成17年排ガス規制75%低減」又は「平成30年排ガス規制50%低減」

★★★★★★：「平成30年排ガス規制75%低減」

(平成29年度税制改正より「平成30年排ガス規制75%低減」、「平成30年排ガス規制50%低減」及び「平成30年排ガス規制25%低減」を創設)

D バス・トラック3.5t超（ディーゼル車（ハイブリッド車のみ））

軽減率	平成25～26年度		平成27～28年度		平成29～令和元年度	
	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件
45万円	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準+10%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準+15%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+15%達成
35万円 (27～元年度) 30万円 (25～26年度)	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準+5%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準+10%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準+10%達成
	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+10%達成	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+15%達成	28年排出ガス規制適合(※)	
25万円	-	-	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準+5%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準+5%達成
	-	-	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+10%達成	28年排出ガス規制適合(※)	
15万円	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準達成	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準達成	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準達成
	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+5%達成	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+5%達成	28年排出ガス規制適合(※)	

(※)平成29年度税制改正より創設